

建議

建築物における今後のアスベスト対策について

平成17年12月

社会資本整備審議会 建築分科会

目次

はじめに

1	建築物のアスベスト対策の現状と課題.....	3
	(1)関係法令等による規制の現状と課題	
	(2)建築物における実態調査の現状と課題	
	(3)その他のアスベスト対策の現状と課題	
2	建築物のアスベスト対策に関する基本的な考え方.....	5
	(1)建築基準法による規制の考え方	
	(2)解体時等における対策の考え方	
	(3)アスベスト対策の推進のための環境整備の考え方	
3	具体的な施策.....	6
	(1)建築基準法による規制	
	(2)吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進	
	(3)吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施	
	(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底	
	(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備	
	(6)住宅性能表示制度の整備	
	(7)アスベスト含有建材の除去等への支援	
	(8)相談体制の整備	
	(9)台帳の整備等	
	(10)専門家・事業者の育成	
	(11)技術開発の推進	
	(12)建築物の所有者等に対する普及啓発の実施	
	(13)アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供	
	(14)地震発生後の飛散防止対策を実施	

はじめに

今般のアスベスト問題は、本年6月、アスベスト建材メーカーが、従業員が肺がんや中皮腫で死亡していたこと、工場の近隣の住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡していたことを公表したことが発端となっている。これまでは、アスベストに係る作業等を行う従業員には影響があっても、工場の近隣住民、従業員の家族等への影響はないと一般的に考えられていたことから大問題となったものである。

中皮腫の潜伏期間は35年前後といわれる。今から35年前の昭和45年当時は、大量のアスベストが使用されていたことを考えると、今後、被害者が増大するといわれている。また、アスベストの9割は建材で使用されており、建築物の解体時に建材からアスベストの繊維が飛散するおそれがある。

さらに8月、大阪府内の文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表された。文具店の2階に吹付けアスベスト（青石綿）が露出していたことが原因ではないかといわれている。建築物に使用されている吹付けアスベストが原因で死亡したケースはこれまで知られていなかったが、吹付けアスベストは劣化によりアスベスト繊維を飛散させるおそれがあることから、早急な対策が求められている。

こうした中、本年8月に社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会が設置され、9月より3回にわたり、建築基準法令におけるアスベスト建材の規制のあり方等について議論を行い、このたび「建築物における今後のアスベスト対策について」としてとりまとめた。国土交通省をはじめとする関係団体、関係者には、この「建議」を踏まえ、責任をもって建築物のアスベスト対策に取り組んでいただくことを強く求める。

1 建築物のアスベスト対策の現状と課題

(1)関係法令等による規制の現状と課題

アスベストは、不燃性、耐熱性、耐腐食性に優れ、これを含有する建材は耐火被覆や耐熱のための吹付け材として柱やはりなどに、石綿スレート等の成型品として屋根や壁などに使用されてきた。

アスベストは、繊維として空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれ、これまでアスベストを扱う労働者の安全を確保する観点から、労働安全衛生法令により、アスベスト建材について段階的に規制が行われてきたところである。具体的には、

昭和50年にアスベスト含有量5%を超える吹付け材の規制

平成7年に有害性の高いアスベスト（青石綿、茶石綿）の製造、使用等の禁止

平成16年にその他のアスベスト（白石綿等）の含有量1%を超える建材の製造等の禁止

平成17年7月に労働者を就業させる建築物について、吹付けアスベストの劣化等によりアスベスト繊維が飛散するおそれがあるときは、除去等の措置を講じるよう事業者に義務づけ（石綿障害予防規則）

等の措置が講じられてきた。

また、業界の自主規制により、

昭和55年にアスベスト含有吹付けロックウール（乾式）の使用中止

平成元年にアスベスト含有吹付けロックウール（湿式）の使用中止

等の取り組みが行われてきている。

なお、建築基準法においては、このように労働安全衛生法令により対策が講じられてきたことから、これまで建築基準法令では明確な使用禁止措置は講じていないが、

昭和62年に鉄骨の柱やはりに用いる吹付けアスベストを耐火構造の規定から削除

平成16年に石綿スレート等を不燃材料、防火構造等の規定から削除

等の措置が講じられている。

しかしながら、これらの規制だけでは、既に製造されたアスベスト建材については、リユースが可能とされていることや、労働安全衛生法令では職域のみを対象としており共同住宅などは除かれていることなどが課題となっている。

(2)建築物における実態調査の現状と課題

昭和63年、建設省（当時）は、各地方公共団体に対し、昭和31年から昭和49年までに施工された多数の者が利用する民間建築物における吹付けアスベストの実態調査及び飛散防止措置の指導を要請した。約2万棟を対象に調査が行われ、うち約2千棟に吹付けアスベストが使用されているという結果であ

った。

また、今般のアスベスト問題を踏まえ、本年7月以降、各省庁により実態調査が順次行われてきている。国土交通省においても、各地方公共団体に対し、改めて、民間建築物に関する実態調査及び飛散防止措置の指導を要請している。なお、今般の調査は、昭和63年時点と調査対象が若干異なり、アスベスト含有吹付けロックウールの調査対象への追加、対象建築物の拡大（建築年について平成元年までに延長すること及び多数利用の建築物だけでなく1000㎡以上の建築物全てを対象とすること）が行われている。10月25日現在の報告では、約25万棟について調査したところ、所有者等からの報告があった約16万棟のうち、約1万3千棟において露出して吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが使用されているとの結果であった。

しかしながら、今般の調査は緊急に行われたものであり、吹付けアスベスト等が使用されている部分や劣化の状況等までは調査しておらず、今後の指導等を行うための資料としては十分とはいえない。

また、この実態調査や飛散防止対策の指導等は、建築行政上は法的根拠のない任意の行政指導として行われている。国民の健康保護のためには、建築行政の観点から、特定行政庁（建築主事等をおく地方公共団体）による法律に基づく実効的な調査や改善命令等を可能とする仕組みを整備することが喫緊の課題となっている。

(3)その他のアスベスト対策の現状と課題

昭和63年に、建設省（当時）により、吹付けアスベストからの粉じんの飛散防止のため、（財）日本建築センターの協力を得て技術指針が策定され、講習会を通じて普及啓発が行われた。しかしながら、技術指針の策定から約17年経過し、この間に関係法令の改正や技術開発等が行われたことを考えると、必要な見直しを行うことが課題となっている。

また、今般のアスベスト問題を踏まえ、各地の保健所等で健康相談等が行われている。しかしながら、アスベストに関する相談内容は多岐にわたり、アスベストや建築に関する専門知識がないと対応できない場合が想定されることから、建築物のアスベスト対策に関する相談を受け付ける窓口を設置することが課題となっている。

この他、アスベストの除去等に要する費用に対する支援制度の整備、調査や除去等に携わる専門家・事業者の育成、空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法等の技術開発、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の名称等の情報開示、地震発生時のアスベストの飛散防止対策等を講じるこ

とが課題となっている。

2 建築物のアスベスト対策に関する基本的な考え方

(1) 建築基準法による規制の考え方

アスベストについては、この量であれば暴露を受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろうという閾値(いきち)が存在しない。このことから、建築物においては、アスベストを少しでも飛散させないようにすることが必要である。

従って、建築物においては、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止することとすべきである。これにより、増改築時には、少なくとも当該増改築を行う建築物の部分において、アスベスト含有建材の除去等が行われるよう措置すべきである。

また、現在の知見では、通常の使用状態で繊維の飛散が懸念される建材として、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール(以下「吹付けアスベスト等」という。)が知られている。これらの建材について、除去、封じ込め等の飛散防止対策を行わせるため必要な報告聴取や飛散防止対策を実施するよう勧告・命令等を行うことができるようにすべきである。この場合、実効性のある措置が講じられるようにするための環境整備が必要である。

なお、吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材(パーライト吹付け、ひる石吹付け、保温材、成型品等)については、劣化によるアスベスト繊維の飛散に関し知見が少ないため、各種文献、製造者からの資料・情報の収集、健康影響の指標に関する知見の収集、飛散状況等に係る調査・研究を早急を実施することが必要である。その結果、建築物の通常の使用状態における飛散防止対策が必要となった建材については、国として責任をもって、使用実態の把握、規制の根拠の明示、建築基準法令による規制等を行うことが必要である。

(2) 解体時等における対策の考え方

解体時における飛散防止対策のためには、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令遵守の徹底が不可欠であり、国土交通省は、今後とも、関係団体等に対し法令遵守について徹底を図ることが必要である。

(3) アスベスト対策の推進のための環境整備の考え方

アスベスト含有建材の実態調査、除去等の対策が適切に行われるよう、除去等の費用に対する支援策の整備、アスベスト含有建材に関する情報提供、調査・対策マニュアルの整備、相談・調査体制の整備、専門家・事業者の育成、技

術開発（評価手法・体制の整備等を含む）等を進めることが必要である。

また、住宅所有者等に対する的確な情報提供と不安解消のため、住宅の室内空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果の表示の仕組みなどの整備が必要である。

3 具体的な施策

(1) 建築基準法による規制

建築基準法では、衛生上の観点から、平成14年の改正によりシックハウス対策としてホルムアルデヒドを発散する建材の使用の制限や防蟻剤であるクロルピリホスの使用禁止等の措置を講じている。このシックハウス対策について一定の成果を上げていることを考えると、建築基準法による規制等はたいへん有効であると考えられる。

このため、国土交通省は、建築基準法において、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止すべきである。特に、露出して使用されている（空調経路などに露出している場合を含む）吹付けアスベスト等については、除去、封じ込め等の飛散防止対策が行われるよう、勧告、命令等を行う制度を整備する必要がある。併せて、これらの措置の実効性を確保するため、勧告・命令ガイドラインの整備、地方公共団体からの相談体制整備等について、国は責任をもって環境整備を行うべきである。

これにより、建築物全般について次の から の措置が講じられることとなり、所有者は常にアスベストを適法な状態に維持する責務が生じることとなる。なお、定期報告制度の対象となる建築物の範囲を拡大することも重要である。

増改築時等における除去等

既存建築物の増改築等を行う際に、アスベスト含有建材の除去、封じ込め又は囲い込みが義務化されること。

勧告・命令

アスベスト含有建材が使用されている建築物において、アスベスト含有建材の劣化がみられる場合等において、特定行政庁がアスベストの飛散防止措置を勧告、是正命令等を行うができるようになること。

報告聴取・立ち入り検査

アスベスト含有建材の使用状況、劣化状況等に関し、特定行政庁が報告聴取及び必要に応じた立ち入り検査を行うことができること。

定期調査報告と閲覧

定期調査報告制度により、多数の者が利用する建築物等についてはアスベスト含有建材の飛散防止措置の状況について報告が義務づけられ、その報告

の内容が特定行政庁において一般の閲覧に供されることになること。

(2)吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進

今後、現在の概要調査を継続し一定のとりまとめを行うとともに、関係機関と連携し、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要である。具体的には、

本年調査を実施した建築物について、吹付けアスベスト等が使用されている部分、その用途等の詳細な状況

室内には露出していないが、空調経路等に露出し飛散の可能性のある建築物の実態

小規模な建築物（1000m²未満のもの）における吹付けアスベストの使用状況

についても調査を行うべきである。

この場合、小規模な建築物を含むと、吹付けアスベスト等について、推定約200万棟（平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数（推計））が調査対象になり、スクリーニング（ふるい分け）の方法や調査体制確保が課題となる。このため、調査マニュアルの作成、調査員に対する研修の実施、相談体制の整備等調査環境の整備が不可欠である。

また、吹付けロックウールについては、目視でアスベストの含有の有無を判断することは困難で、X線回折分析等を行うことが必要であり、分析機関に分析依頼が殺到している現状を考慮すると、不特定多数者が利用する建築物、規模の大きい建築物など、緊急性の高いものから順次実施するようにすることが必要である。

なお、将来の解体等に備え、囲い込み等を措置した吹付けアスベスト等についても、定期調査報告制度等において調査、把握を進めることが必要である。

また、公共建築物については、吹付けアスベスト等の調査結果を公表するとともに、期限を定めて計画的に除去することが必要である。

(3)吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施

吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材については、アスベスト繊維の飛散性等に関して十分な知見がない。国土交通省は、これらのアスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関し、各種文献、製造者等から資料を収集するとともに、これらのアスベスト含有建材が使用されている居室等における室内空気中のアスベストの繊維の濃度の実態調査を実施することが必要である。

実態調査については、関係機関と連携し、建築物に使用されているアスベ

ト含有建材（パーライト吹付け、保温材、成型品等で比較）ごとに、通常時、解体時、リフォーム時におけるアスベスト繊維の飛散状況、アスベスト建材の劣化に伴う飛散状況、吹付けアスベスト等の封じ込め効果の持続性等の調査・研究を行うことが必要である。

これらの調査・研究により、アスベスト繊維を飛散させるおそれがあることが明らかになった建材については、使用実態調査を行い、使用実態を把握するとともに、飛散防止対策について検討する必要がある。

(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底

解体工事については、他法令（労働安全衛生法令、大気汚染防止法令等）で工法、届け出手続き等が規定されている。現在、大気汚染防止法では、届出対象工事である「吹付けアスベスト等が50平方メートル以上施工された500平方メートル以上の建築物」について、規模の見直し、吹付け以外の含有建材を含む建築物の解体について、規制対象とすること等の検討が行われている。これらの動きと連携し、法令遵守の徹底を図ることが必要である。

(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備

シックハウス対策については、厚生労働省において、健康影響の観点から室内濃度指針値が定められており、これを下回るようにするために建築基準法による規制措置等が講じられているところである。

アスベスト繊維の濃度の基準については、労働環境の基準（150本/L）や大気汚染防止法でアスベスト工場等の敷地境界基準（10本/L）はあるものの、室内環境についての基準はない。

しかしながら、健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。

今後、建築基準法に基づき特定行政庁が飛散防止対策について命令を行う場合や、住宅性能表示制度による濃度測定結果を所有者等が評価する際には、そのための判断指標が必要である。シックハウス対策における総揮発性有機化合物(TVOC)の暫定目標値は、毒性学的知見にはよらず、国内家屋の実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定された値であり、室内空気質の状態の目安とされている。こうしたことも参考に、健康影響の観点からの指標の設定が困難であれば、室内空気質の状態の目安として暫定的な指標を定めることも検討すべきである。

(6)住宅性能表示制度の整備

住宅性能表示制度では、シックハウス対策として、化学物質の室内濃度測定結果や建材の使用状況について表示を実施しているところである。共通の基準のもと評価・表示することができるようにするため、この制度において既存住宅の室内空気中のアスベスト繊維の濃度の測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備する必要がある。

(7)アスベスト含有建材の除去等への支援

吹付けアスベストの除去に要する費用は、その除去面積によって異なるが、その規模によって1㎡当たり5千円～3万5千円を要するとのデータがあり、アスベストの除去等にはかなりの経費がかかり、除去等が進まない要因の一つとなっており、適切な除去等の対策を行うためには、支援制度の整備が必要である。

このため、建築物におけるアスベストの除去等の費用について、国土交通省は地方公共団体と連携し、地域住宅交付金など既存の制度の活用も含め、支援制度を緊急に構築することが必要である。

(8)相談体制の整備

建築物に係るアスベスト対策について所有者等からの問い合わせに適切に対応できるよう、国土交通省は、関係機関等の協力を得て「アスベスト相談マニュアル」を作成し、全国の地方公共団体、保健所、消費生活センター、建築住宅センター、関係機関等に配布するなど相談体制の整備・充実を図るべきである。また、相談に対応する職員等に対し、十分な研修を行うべきである。

(9)台帳の整備等

建築物におけるアスベストの実態調査については、昭和63年に地方公共団体において実施されているものの、文書の保存期限の経過等により調査結果が残っていない場合が多い。

今後、アスベストの実態調査の結果については、調査を実施した地方公共団体で適切に情報を管理し、今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等の状況を把握できるよう、台帳の整備を進めることが必要である。

(10)専門家・事業者の育成

建築士会等関係団体と協力し、建築士等に対して、アスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会や研修会を積極的に実施すべきである。また、住宅生産者に対して、労働安全衛生法令等を周知するなど法令順守の徹底を図るべ

きである。

なお、(社)住宅生産団体連合会においては、一般への広報、低層住宅石綿取扱ガイドの配布及び解体業務従事者向けの特別教育実施についての支援(CD-ROM教材、講師養成)を行っており、今後とも継続的に実施することが重要である。

(1 1)技術開発の推進

アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法、室内空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法、適切かつ安価にアスベストを除去する方法等の開発が求められており、関係省庁等と連携して技術開発を推進し、優れた技術の普及を図る必要がある。

(1 2)建築物の所有者等に対する普及啓発の実施

国及び地方公共団体は、パンフレットの作成、広報等を通じて、所有者等に普及啓発を行い、適切な吹付けアスベスト等の除去等や、適切な解体工事等が行われるようにする必要がある。

また、所有者等が、建築物における吹付けアスベスト等の有無や劣化状況について、簡単なチェックを行い、専門家に相談する契機となるようパンフレット等を整備する必要がある。

(1 3)アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供

建設業者や建築物所有者等が、増改築や解体時等において、使用されている建材に係るアスベスト含有状況に関する情報を把握できるよう、国土交通省は関係省庁と連携して、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報開示及び建築士・施工者等への周知等を行う必要がある。

(1 4)地震発生後の飛散防止対策の実施

アスベスト含有建材を使用している建築物が地震により被害を受けた場合には、アスベスト繊維が飛散するおそれがある。このため、国土交通省は、建築物の耐震化の促進を図り、建築物ができる限り被害を受けないような対策を講じていく必要がある。

また、関係団体と協力して、地震発生後に行う応急危険度判定において、地震により被害を受けた建築物について、アスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することを検討する必要がある。